

○ 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）</p> <p>第二章 学芸員の資格認定（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 博物館に相当する施設の指定（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 雑則（第二十五条―第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）</p> <p>（博物館に関する科目の単位）</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。） 第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。</p>		<p>第一章 大学において修得すべき博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）</p> <p>第二章 学芸員の資格認定（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 博物館に相当する施設の指定（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 雑則（第二十五条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 大学において修得すべき博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）</p> <p>（博物館に関する科目の単位）</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。） 第五条第一項第一号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。</p>	
科目	単位数	科目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	一
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館資料保存論	二	博物館資料論	一
博物館展示論	二	博物館実習	三
博物館教育論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館情報・メディア論	二	教育学概論	一
博物館実習	三		

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位の替えることができる。

(削除)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

(新設)

備考

一 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学の単位数は、六を下ることはできないものとする。

二 博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもつて替えることができる。ただし、当該博物館学各論の単位数は、四を下ることはできないものとする。

三 博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

四 博物館実習の単位数には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の一単位を含むものとする。

第二条 削除

第二章 (略)

(資格認定)

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

(資格認定の施行期日等)

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によって公示するものとする。

(試験認定の受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 (略)
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者
- 三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者
- 四 四年以上学芸員補の職にあつた者
- 五 (略)

(試験認定の方法及び試験科目)

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う

第二章 (略)

(資格認定)

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は無試験認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

第四条 資格認定は、毎年少くとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で告示する。

(試験認定の受験資格)

第五条 次の各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 (略)
- 二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者
- 三 教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあつた者
- 四 五年以上学芸員補の職にあつた者
- 五 (略)

(試験認定の方法及び試験科目)

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記及び口述の方法により行

- 2| 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。
- 3| 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目										試験認定の必要科目
必須科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報メディア論	選択科目	上記科目のうちから受験者の選択する二科目
文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学		

(試験科目の免除)

う。  
(新設)

- 2| 試験科目及び各試験科目についての試験の方法は、次表第一欄及び第二欄に定めるとおりとする。

第一欄										第二欄					
試験科目										試験認定の必要科目					
必須科目	生涯学習概論	博物館学	視覚教育メディア論	教育学概論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学	上記科目のうちから受験者の選択する二科目	筆記
筆記	筆記	筆記及び口述	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記	筆記		

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を  
修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定す  
る試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願出によ  
り、当該科目についての試験を免除する。

2 (削除)

第八条 削除

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることが  
できる。

一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博  
士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の  
職にあつた者

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関  
し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、  
二年以上学芸員補の職にあつた者

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推  
薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつ  
た者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて  
、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の  
規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学

第七条 大学又は文部科学大臣の指定する講習等において、前条に規定する試  
験科目に相当する科目の単位を一単位（博物館学にあつては六単位）以上修  
得した者又は講習等を修了した者に対しては、その願出により、当該科目  
についての試験を免除する。

2 前項の文部科学大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設  
置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学  
通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号  
に定める基準によるものとする。

(二回以上の受験)

第八条 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について  
受けることができる。

(無試験認定の受験資格)

第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。

一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学  
位又は専門職学位を有する者

二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又  
は講師の職にあつた者

三 十年以上学芸員補の職にあつた者で都道府県の教育委員会の推薦する者

芸員補の職にあつた者

二 その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 (略)

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手續)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書（別記第一号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 二 (略)

三 戸籍抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

四 写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

五 (削除)

六 (削除)

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特

四 (略)

(無試験認定の方法)

第十条 無試験認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手續)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書（別記第一号様式により作成したもの）に左の各号に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 二 (略)

三 住民票の写し（出願前六月以内に交付を受けたもの）

四 写真（出願前一年以内に脱帽して撮影した手札形の写真を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に住所、氏名（ふりがなをつける。）及び生年月日を記載したもの）

五 試験認定の試験科目の免除を願出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類

六 無試験認定を願出する者については、博物館に関する学識及び業績を明示する書類及び資料

(新設)

に認められた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願ひ出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。

4 審査認定を願ひ出る者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書（別記第三号様式によるもの）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書（

(新設)

(新設)

(試験認定合格者及び試験認定科目合格者)

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。）を試験認定合格者とする。ただし、第五条第一号の規定に該当する者については、一年間学芸員補の職の職務に従事した後に、試験認定合格者となるものとする。

2 試験認定合格者ではないが、一以上の試験科目について合格点を得た者を試験認定科目合格者とする。

(無試験認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を無試験認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者（第十二条第一項ただし書に規定する者を含む。）

別記第四号様式によるもの)を授与する。

- 2| 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。
- 3| (略)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明を願ったときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

- 2| 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

- 3| 一以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ったときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願い出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願い出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願い出る者	七百円

及び無試験認定合格者に対しては、合格証書(別記第三号様式によるもの)を授与する。

- (新設)
- 2| (略)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は無試験認定合格者が、その合格の証明を願ったときは、合格証明書(別記第四号様式によるもの)を交付する。

(新設)

- 2| 試験認定科目合格者がその科目合格の証明を願ったときは、科目合格証明書(別記第五号様式によるもの)を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願い出る者	一科目につき 千三百円
二 無試験認定を願い出る者	三千八百円
三 合格証書の書換え又は再交付を願い出る者	七百円



五	合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六	筆記試験合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
七	筆記試験科目合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円

- 2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。
- 3 納付した手数料は、これを返還しない。

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

第十七条（略）

- 2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。
- 3 （略）

第三章（略）

（申請の手續）

第十八条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、

四	合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
五	科目合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円

- 2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。
- 3 納付した手数料は、どういふ事由があつても返還しない。

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

第十七条（略）

- 2 試験認定合格者、無試験認定合格者又は試験認定科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。
- 3 （略）

第三章（略）

（申請の手續）

第十八条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第六号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

#### 第四章（略）

（学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十五条 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

（短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十六条 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官

人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

#### 第四章（略）

（従前の規程による学校の卒業者等）

第二十五条 第五条第一号に規定する学士の学位を有する者には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者を含むものとする。

（新設）

（新設）

第二十六条 第五条第二号に規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者を含むものとする。

（新設）

制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校、高等専修学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

（修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十七条 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

（博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者
- 二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

（専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

別記第一号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第二号様式（略）

別記第三号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第四号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第五号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第六号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第七号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

（新設）

（新設）

第二十七条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者を含むものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別記第一号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

別記第二号様式（略）

（新設）

別記第三号様式

（新設）

別記第四号様式

（新設）

別記第八号様式(用紙の大きさは日本工業規格A4)  
別記第九号様式(用紙の大きさは日本工業規格A4)

別記第五号様式  
別記第六号様式(用紙の大きさは日本工業規格A4)

※様式は別添参照

附則

- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- 4 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	一
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館教育論	二	教育学概論	一
博物館情報・メディア論	二	博物館情報論	一
		視聴覚教育メディア論	一
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館概論	二	博物館学	六
博物館経営論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館資料論	二		
博物館情報・メディア論	二		
博物館経営論	二	博物館学各論	四
博物館資料論	二	視聴覚教育メディア論	一

5 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館情報論	一	博物館情報・メディア論	二
視聴覚教育メディア論	一	博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館学	六	博物館概論	二
		博物館経営論	二
		博物館資料論	二
博物館学	六	博物館資料論	二
		博物館情報・メディア論	二
視聴覚教育メディア論	一	博物館情報・メディア論	二
		博物館経営論	二
		博物館資料論	二
博物館学各論	四	博物館経営論	二
		博物館資料論	二
博物館学各論	四	博物館資料論	二
		博物館情報・メディア論	二
視聴覚教育メディア論	一	博物館情報・メディア論	二

6 この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目（次項において「旧試験科目」という。）の全部に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目（次項において「新試験科目」という。）の全部に合格したものは、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

7 この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論

地学	生物学	化学	物理	自然科学史	民俗学	考古学	美術史	文化史	博物館学 視聴覚教育メディア論
地学	生物学	化学	物理	自然科学史	民俗学	考古学	美術史	文化史	博物館資料論 博物館情報・メディア論
									博物館資料論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論

(改正後)

別記第1号様式(用紙の大きさは日本工業規格A4)

(試験認定受験願書)

受 験 願 書																	
														年 月 日			
収入印紙																	
文部科学大臣殿																	
														ふりがな			
														氏 名			
														年 月 日生			
住 所																	
下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。																	
受験資格 博物館法施行規則第5条、第1号 第2号 第3号 第4号 第5号に該当																	
受験場所																	
受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
試験の免除を受けたい試験科目名																	

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。  
2 受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。  
3 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(審査認定受験願書)

受 験 願 書															
														年 月 日	
収入印紙															
文部科学大臣殿															
														ふりがな	
														氏 名	
														年 月 日生	
住 所															
下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。															
受験資格 博物館法施行規則第9条、第1号 第2号 第3号 第4号に該当															

- (注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。  
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(現 行)

別記第1号様式(用紙の大きさは日本工業規格A4)

(試験認定受験願書)

受 験 願 書																
年 月 日																
収入印紙																
文部科学大臣殿																
ふりがな 氏 名																
年 月 日生																
住 所																
下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。																
受験資格 博物館法施行規則第5条、第1号 第2号 第3号 第4号 第5号に該当																
受験する場所		受験する科目	生涯学習概論	博物館学	メディア論	視聴覚教育	教育学概論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
試験の免除を受けたい試験科目名																

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。  
2 受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。  
3 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(無試験認定受験願書)

受 験 願 書															
年 月 日															
収入印紙															
文部科学大臣殿															
ふりがな 氏 名															
年 月 日生															
住 所															
下記により博物館法施行規則による学芸員の無試験認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。															
受験資格 博物館法施行規則第9条、第1号 第2号 第3号 第4号に該当															

- (注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。  
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。



(改正後)

別記第3号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

試 験 認 定 合 格 申 請 書	
年 月 日	
文 部 科 学 大 臣 殿	
博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間学芸員補の職（博物館法第五条第二項に規定する職を含む。）にあったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いいたします。	
氏 名	印
生年月日	
住 所	
電話番号	

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週 間 当 た り の 勤 務 日 数 ・ 時 間 数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第10条） イ 博物館相当施設（博物館法第29条） ウ ア・イに準ずる施設	( 年 月 登録) ( 年 月 指定) ( 年 月 設置)	
常勤職員の 勤務形態	1 週間当たり 日勤務 1 週間当たり 時間		
3 所属長所見			
申請者が上記のとおり学芸員補の職に従事したことを証明する。 年 月 日 (博物館名・役職・氏名) 印			

(現 行)

(新設)

(改正後)

別記第4号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

割 印	合 格 証 書	証 第 号
	氏 名	
	年 月 日	生
上記の者は博物館法施行規則により学芸員の(試験認定) (審査認定)に合格し、 学芸員となる資格を有することを証する。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

(現 行)

別記第3号様式

(表 面)

割 印	合 格 証 書	証 第 号
	氏 名	
		年 月 日 生
上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（ <u>無試験認定</u> ）に合格し、学芸員となる資格を有することを証する。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

(裏 面)

<u>この証書は、表記の者が博物館法施行規則の規定による学芸員補の職の職務に1年間従事した後において、その効力を生ずるものとする。</u>
---

(注) 第12条第1項ただし書の規定に該当する者についてのみ記入するものとする。

(改正後)

別記第5号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

割 印	筆 記 試 験 合 格 証 書	証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
<p>上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。</p> <p>本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学省に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。</p>		
年 月 日		
文 部 科 学 省		

-----  
(現 行)

(新設)

(改正後)

別記第6号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

割 印	合 格 証 明 書	平 証 第 号
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は 年 月博物館法施行規則による学芸員の(試験認定)( <u>審査認定</u> )に合格し学芸員となる資格を有することを証明します。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

(現 行)

別記第4号様式

(表 面)

割 印	合 格 証 明 書	平 証 第 号
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は 年 月博物館法施行規則による学芸員の（試験認定）（無試験認定）に合格し学芸員となる資格を有することを証明します。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

(裏 面)

この証書は、表記の者が博物館法施行規則の規定による学芸員補の職の職務に1年間従事した後において、その効力を生ずるものとする。

(注) 第12条第1項ただし書の規定に該当する者についてのみ記入するものとする。

(改正後)

別記第7号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

割 印	筆 記 試 験 合 格 証 明 書	平 証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
<p>上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。</p> <p>本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。</p>		
年 月 日		
		文 部 科 学 省

-----  
(現 行)

(新設)



(改正後)

別記第8号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

割 印	<u>筆記試験科目合格証明書</u>	平証第 号
上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目について合格点を得たことを証明します。		
記		
施行年月	合格点を得た受験科目	
年 月 日		
文 部 科		学 省

(現 行)

別記第5号様式

割 印	<u>科目合格証明書</u>	平証第 号
上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目について合格点を得たことを証明します。		
記		
施行年月	合格点を得た受験科目	
年 月 日		
文 部 科		学 省



(改正後)

別記第9号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

博 物 館 相 当 施 設 指 定 申 請 書			
			記号番号 年 月 日
殿	申請者 申請者の住所		
博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。			
記			
設置者	設立年月日	施設名	施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県の教育委員会の定めるところによるものとする。

(現 行)

別記第6号様式 (用紙の大きさは日本工業規格A4)

博 物 館 相 当 施 設 指 定 申 請 書			
			記号番号 年 月 日
殿	申請者 申請者の住所		
博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。			
記			
設置者	設立年月日	施設名	施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県の教育委員会の定めるところによるものとする。